

環境影響評価書の概要

—首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業—

昭和63年12月

東京都

第1章 総 括

1.1 事業者等の氏名及び住所

	環境影響評価の実施者 (都市計画を定める者)	事業予定者
氏名	東京都知事 鈴木 俊一	建設省関東地方建設局 代表者 局長 山口 基郎
住所	東京都千代田区 丸の内三丁目 5番 1号	東京都千代田区 大手町一丁目 3番 1号

1.2 対象事業の名称

首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業
（対象事業の種類：道路の新設）

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都八王子市南浅川町の一般国道20号を起点に、青梅市今井五丁目の埼玉県境を終点とする延長約22.5kmの道路事業である。

当該道路は、道路構造令に定める第1種第3級の規格を有する自動車専用道路（往復4車線、設計速度80km/時）である。

事業工程は表1.3-2に示すとおりである。

表 1.3-1 計画の概要

標準幅員	土工部	20.5 m
	橋梁部	9.75 m (片側)
	トンネル部	8.50 m (片側)
計画交通量(昭和75年)		37,000台/日～47,600台/日

表 1.3-2 事業工程表

項目 \ 年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
関係法規に基づく手続								
測量及び調査								
道路設計								
用地買収								
工 事								

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について、現況を調査し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 1.4-1のとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大 気 汚 染	工事の施工中の建設機械からの排出ガスは、稼働が工事区域内に限られること、一定区域内における稼働台数は少ないこと等から、影響は少ないと考える。また、工事用車両については、極力本線内工事用道路を使用するため影響は少ないと考える。 工事の完了後の計画路線の利用交通に起因する排出ガスは、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化硫黄のいずれも評価の指標（環境基準）を下回るため、影響は少ないと考える。 なお、接地逆転層等の影響は、予測値に反映されていると考えており、このことは、裏高尾地区を対象とした風洞模型実験においても確認している。
2. 水 質 汚 濁	工事の施工に当たっては、極力濁水の発生を抑える工法を採用する計画であり、また、工事の施工中に継続的に濁水が発生する場合には適切な濁水処理施設を設置し、公害対策基本法に基づく環境基準に留意するとともに、東京都公害防止条例の排水基準を遵守するため、影響は少ないと考える。

予測・評価項目	評価の結論
3. 騒音	工事の施工中の各工種の建設作業騒音が特に評価の指標を上回る場合は、騒音を極力抑える施工法の採用、低騒音型建設機械の積極的導入、また、必要に応じて敷地境界に壁を設ける等の措置を講じるため、影響は少ないと考える。工事用車両については、極力本線内工事用道路を使用し、既存の道路を使用する場合は道路の維持・補修及び車両の整備等の措置を講じるため、影響は少ないと考える。 工事の完了後の道路交通騒音は、いずれの時間の区分においても評価の指標（環境基準）を下回るため、影響は少ないと考える。
4. 振動	工事の施工中の各工種の建設作業振動が特に評価の指標を上回る場合は、振動を極力抑える施工法の採用、低振動型建設機械の積極的導入等の措置を講じるため、影響は少ないと考える。工事用車両については、極力本線内工事用道路を使用し、既存の道路を使用する場合は道路の維持・補修及び車両の整備等の措置を講じるため、影響は少ないと考える。 工事の完了後の道路交通振動は、評価の指標（振動規制法に基づく要請基準）を下回るため影響は少ないと考える。
5. 低周波空気振動	工事の完了後の低周波空気振動は、既存資料から判断すると、一般環境中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあるため、沿道住民の日常生活に支障のない程度のものであると考える。 なお、低周波空気振動については未解明な部分が多いが、事業実施の時点で対応が明らかになった場合には、必要に応じて構造物等への配慮を行う考えである。
6. 日照阻害	事業の実施に伴い、一部地域において日陰を生じるが、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処する。
7. 電波障害	事業の実施に伴い、一部地域においてテレビ電波の受信に影響を及ぼす可能性があるが、障害が認められた場合には、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき対処する。
8. 陸上植物	計画路線の延長22.5kmのうち約12.4kmは、植生に対する影響の少ないトンネル構造で計画している。さらに、改変される植物群落約38haのうち盛土・切土のり面、環境施設帯等約28haには原則として表土を保全し、潜在自然植生の構成種を主とする樹林を速やかに創造することを基本とする等の措置を講じるため、植物の生育環境は総合的に保全され、計画路線周辺の植物相及び植物群落に大幅な退行的変化は生じない。また、注目すべき植物の分布地のうちヒメニラ、バイカツツジ、タチガシワ、サトメシダ等16種の分布地が改変されるが、改変地域のみ分布する種はなく、また適切な保全のための措置を講じるため、著しい変化は生じない。 したがって、本事業による陸上植物への影響は少ないと考える。

予測・評価項目	評 価 の 結 論
9. 陸 上 動 物	盛土・切土のり面、環境施設帯等には原則として表土を保全し、施工直後可能な限り速やかに潜在自然植生の構成種を主とする生育の速い幼苗植栽手法による樹林の創造を基本とする等の措置を講じるため、動物の生息環境は復元され、動物に対する道路の影響は緩和される。また、注目すべき動物であるオオムラサキの成虫の分布域の一部が改変されるが、幼虫の生息する食餌木は保全され、ウスバシロチョウの分布域は周辺地域に十分残存する。さらに、獣道の確保等の措置も講じるため、動物及びその生息環境の変化は著しいものではない。 したがって、本事業による陸上動物への影響は少ないと考える。
10. 水 生 生 物	事業の実施に伴い、注目すべき種であるゲンジボタル及びヘビトンボを含む水生生物の生育環境は一部消失するものの、その範囲は僅かであり、大部分は残存する。また、濁水の発生防止、ゲンジボタル等の生息に適した護岸とする等の措置を講じるため、水生生物及びその生育環境の変化は著しいものではなく、影響は少ないと考える。
11. 地 形 ・ 地 質	地すべり、崩壊及び土地の安定については、計画路線周辺には、地すべり指定地はなく、工事に先立ち詳細な地質調査を行い、適切な土留工を施工するため、影響は少ないと考える。 トンネル掘削に伴う不圧地下水への影響については、計画路線のトンネルを横断する大規模な破砕帯を伴う断層は存在せず、高尾山周辺部においては、中間層地下水と岩盤地下水との連続性が低いと考えられること、丘陵地においては全般に地下水位が低いと考えられること、また、帯水層の一部が遮断される台地においては十分透水層が残存することから影響は少ないと考える。なお、工事に先立ち詳細な地質・地下水調査を行い、最適な止水対策等の施工計画の立案を行い、これに基づき慎重な施工を行う。
12. 史 跡 ・ 文 化 財	指定文化財の八王子城跡は遺構から十分深い位置をトンネルで通過するため、影響は少ないと考える。また、計画路線が通過する埋蔵文化財包蔵地については、関係機関との協議により文化財保護法に基づく手続を行い、発掘調査、記録保存等に努める。 なお、工事の施工中にその他の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関と協議し、文化財保護法に基づき処理する。
13. 景 観	道路構造型式、デザイン、色彩等に配慮し、さらに、盛土・切土のり面、環境施設帯等には速やかに樹林による緑の創造を図り、周辺景観との融合に努めるため、影響は少ないと考える。

1.5 評価書案の修正の概略

修 正 箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
第1章 総 括	対象事業の内容の概略	工程を一部修正した。
	環境に及ぼす影響の 評価の結論	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、低周波空気振 動、陸上植物、陸上動物、地形・地質、史跡・文 化財について評価の結論を一部修正した。
第2章 対象事業の目的 及び内容	事業の内容	環境施設帯の計画について具体的に記述した。
	構造物築造計画の概要	具体的に記述した。
	工事計画	具体的に記述した。
第4章 予測・評価項目 の選定	土壌汚染	選定しなかった理由を記述した。
第5章 現況調査、 予測及び評価	大気汚染	現地調査地点の選定根拠、予測地点との地域代 表性について記述した。 接地逆転層に関して、調査の目的、出現頻度及 び強さについて記述した。 浮遊粒子状物質を予測対象物質として選定しな かった理由を記述した。 ブルームモデル・パフモデルの採用理由を記述 した。また、裏高尾地区を対象とした風洞模型実 験の結果を踏まえ、予測値と実験値との関係を記 述した。 トンネル坑口部の予測に用いた拡散予測式及び 換気塔の予測に用いたボサンケⅠ式の出典、計算 条件について記述した。また、換気塔の予測方法 及びブルームの主軸の高さの設定について記述し た。 計画交通量の推計方法及び平均走行速度の設定 根拠について記述した。 排出係数の設定方法について記述した。 予測に用いた拡散幅、平均風速の推定方法につ いて記述した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
	水質汚濁 騒音	窒素酸化物の反応及び年平均値と日平均値の関係について、設定方法を記述した。 接地逆転層の影響について記述した。 現地調査地点を記述するとともに、水質及び水象の状況の調査結果について記述した。 工事の完了後の水質汚濁対策について記述した。 河川ごとに工事の内容及び防止措置について記述し、環境基準をふまえて評価した。 道路交通騒音及び環境騒音の現地調査地点の選定根拠及び環境騒音について記述した。 日の出L.Cを予測・評価した結果を記述した。また、八王子北L.C及び青梅L.Cの予測結果を記述した。 工事の施工中の建設作業騒音について、工事内容ごとに合成騒音レベルを予測し、防止事例を記述した。 工事用車両による道路交通騒音について記述した。 一般部、トンネル坑口部、J.C部、I.C部の予測式の出典及び予測方法について記述した。 J.C、I.C及び併設道路の計画交通量及び大型車混入率について記述した。 騒音の予測計算例及び合成騒音レベルの算出方法を記述した。 計画路線と既存道路との合成騒音結果を記述した。 18箇所の予測結果と環境騒音を対比した結果を記述した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
	振 動	道路交通振動及び環境振動の現地調査地点の選定根拠及び環境振動について記述した。 工事の施工中の建設作業振動について、工事内容ごとに合成振動レベルを予測し、防止事例を記述した。 工事用車両による道路交通振動について記述した。 道路交通振動が日常生活に及ぼす影響について記述した。 20箇所の予測結果と環境振動を対比した結果を記述した。
	低周波空気振動	低周波空気振動への対応について記述した。
	日照阻害	現況地形により生ずる等時間日陰線を図示した。 予測に用いた橋梁等構造物の高さ、形状について記述した。 時刻別日陰線の予測結果を図示した。 盛土部について等時間日陰線を図示し、評価の指標と対比し記述した。
	電波障害	据指テレビ共同受信施設への影響について記述した。
	陸上植物	昭和62年の確認調査結果も踏まえて予測・評価した。 計画路線及びその周辺において現地調査により確認した注目すべき植物について、その理由を記述した。 計画路線による自然公園の改変の程度を記述した。

修 正 箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
		緑の量の変化について予測・評価した。 トンネル掘削に伴う植物への影響について高尾山における地質・水文調査結果を踏まえて記述した。 道路建設による植物への影響について類似事例を用いて記述した。 植物の生育環境の変化について、地下水、気象、大気等の状況を総合的にとらえて記述した。
	陸上動物	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、真正クモ類及び土壤動物について、昭和62年の確認調査結果も踏まえて予測・評価した。 陸上動物の生息環境の変化について、工事期間及び植栽内容・生育期間を考慮して予測・評価した。
	水生生物	底生生物、付着生物、遊泳生物及び大型水生植物について、昭和62年の確認調査結果を踏まえて予測・評価した。 河川の河床及び護岸等の改変内容並びに工事による水質の変化について記述した。
	地形・地質	昭和61、62年の確認調査結果も踏まえ、高尾山地域の地形・地質及び不圧地下水の状況を記述し、不圧地下水への影響について予測・評価した。 小仏層群におけるトンネルの類似事例について、その類似性を記述した。 予測の対象時点について記述した。 土地の安定について、工事区分を踏まえて記述した。 不圧地下水に対する予測について、年間の地下水位の変動量を考慮して記述した。また、青梅台

修 正 箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
第7章 環境保全のための措置	史跡・文化財	地の工事の完了後について適切な記述とした。 各河川の橋梁工事の規模、内容を記述した。 指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地等の状況と工事の関連について記述した。 史跡・文化財の保存に対する基本的考え方、具体的措置について記述した。
	景 観	地域景観の特性の変化について、地域区分ごとに記述した。 代表的な眺望地点からの眺望の変化について、眺望地点ごとに記述した。 景観の検討内容及び植栽による樹林の創造について、基本的考え方を記述した。
	前 文	残土処理に関する対策について記述した。
	水質汚濁	継続的に濁水が発生する場合、環境基準にも留意することを記述した。
	地形・地質	沢部などを横断する盛土部分について、その安定性を確保するための措置を記述した。 工事の施工中の地下水の変動を把握するための措置を記述した。
	史跡・文化財	工事の施工中に埋蔵文化財が発見された場合の措置について記述した。
	大気汚染による植物影響について	「大気汚染の植物影響に係る環境影響評価マニュアル（案）」の作成年月を「昭和56年12月」から「昭和58年 3月」に、また「大麦とアルファルファの光合成阻害度」を「水稻の光合成阻害度」にそれぞれ修正した。
第10章 評価書案に対する意見の概要と事業者の見解	多摩川左岸の湧水地点について	多摩川左岸の段丘崖における湧水地点の位置について、計画路線の西方「約 3km地点」、同「約 4 km地点」とあるのを、それぞれ計画路線西方「約 0.3km地点」、同「約 0.4km地点」に修正した。